

福生市行政改革大綱

第 5 次

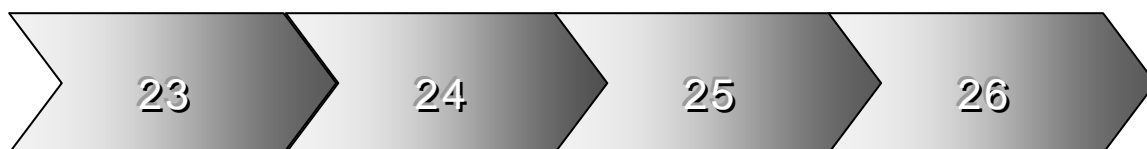
自律した自治体の確立



行政改革大綱目標期間

平成 2 3 年度

平成 2 6 年度



平成 23 年 3 月

福 生 市

はじめに

福生市は、昭和 62 年に策定した第 1 次行政改革大綱に始まり、第 4 次行政改革大綱に至るまで 20 年以上の期間、行政改革を推進してきました。

積極的に改革を進めてきた結果、市立保育園の民営化や指定管理者制度などによる民間活力の導入、職員定数の削減や給与の適正化等により、着実に行政のスリム化を図り、一定の成果をあげてきています。

しかし、今後は労働力人口の減少等により市税等の歳入は減少することが予想され、一方、社会保障費の増大や新たな行政課題への対応等により歳出は拡大し、財政状況は極めて厳しくなることが予想されます。最少の経費で最大の効果をあげるという地方自治の基本に立ち、更なる行政の簡素化、効率化を図ることはもとより、中長期的な財政見通しと民間経営の視点も踏まえた改革を実行していくことが今後の自治体経営に求められています。

また、行政改革の推進にあたっては、市の仕事の効率性や質を向上させ、市民の皆様に行行政サービスの向上が実感される改革でなければなりません。

目まぐるしく社会が変化するとともに、国の地域主権改革の先行きが未だに不透明で、これからのあるべき地方自治体の将来像を見通すことが困難な状況です。そのような中、市民の皆様とのパートナーシップの確立を図り、職員の人材育成に努めて、全職員が臆さず自ら柔軟に変化に適応し、意欲を持って前へ進むことが必要となってきます。

また、自己決定・自己責任のもとに行動し、これからの時代にふさわしい自律した自治体を実現していく必要があることから、「自律した自治体の確立」を新たな目標とした第 5 次行政改革大綱を策定いたしました。この大綱に基づき、行政改革を一層推進してまいります。

最後に、本大綱の策定にあたりまして、福生市行政改革推進委員会の委員の皆様より多くの貴重な御意見、御提言等をいただきました。心よりお礼を申し上げます。

福生市長 加藤 育 男

目 次

1 行政改革の必要性	1
(1) 社会経済状況	1
(2) 地方自治体を取り巻く環境.....	1
(3) 福生市における固有の課題.....	2
2 これまでの主な行政改革の取組.....	3
3 策定方針	5
4 目標期間	5
5 福生市の財政	6
(1) 歳入.....	7
自主財源比率	8
地方税（市税）	8
地方交付税.....	9
国有提供施設等所在市町村助成交付金（基地交付金）	10
国庫支出金.....	10
地方債.....	11
基金	11
(2) 歳出.....	13
義務的経費（人件費、扶助費、公債費）	14
その他経費（物件費、補助費等、繰出金）	15
投資的経費（普通建設事業費、災害復旧事業費）	16
(3) 財政指数	17
経常収支比率	17
実質公債費比率	18
実質収支比率	18
財政力指数.....	19
6 行政改革の目標.....	20

7 行政改革の重点項目.....	23
(1) 横断的かつ迅速に対応できる組織・執行体制の確立.....	24
組織編成の見直し.....	24
定員管理の適正化.....	24
トップマネジメントの強化.....	25
(2) 自律性の高い財政運営.....	26
経常経費の節減.....	26
給与の適正化.....	27
税収入等の財源の確保.....	27
使用料及び手数料等の見直し.....	28
補助金及び負担金の適正化.....	28
公共施設等の有効利用と計画的な更新.....	29
(3) 効果・効率的な事務事業の実施.....	29
事務事業の見直し.....	29
行政の担うべき役割の重点化.....	30
成果を重視した行政経営の推進.....	30
行政サービスの向上.....	30
ICT化の推進・効率化の検証.....	31
(4) 市民とのパートナーシップの確立.....	31
積極的な市政情報の提供.....	31
市民意識の把握.....	32
(5) 地方自治を担う職員の育成と活用.....	32
人材育成の推進.....	32
8 大綱の推進.....	34
(1) 推進体制.....	34
(2) 推進計画(進捗状況報告).....	35
9 資料.....	36
用語の解説.....	36
条例・規程.....	43
福生市行政改革推進委員会条例.....	43
福生市行政改革推進本部設置規程.....	44

(のある用語及び行政改革に関連する用語の解説は、「用語の解説」(P36～)をご覧ください。)

1 行政改革の必要性

(1) 社会経済状況

平成 20 年に起きた米国を発端とした金融危機による経済不況は世界規模で連動し、世界的に不況に陥りました。企業の倒産や雇用問題などへの対応が大きな社会問題となり、経済の動きは一国のみでは収まらず、全世界に影響しグローバル社会であることが改めて思い知らされた出来事でした。また、ギリシャにおいては国家財政が破綻して混乱を招く事態が起りましたが、我が国においても、国と地方の長期債務残高は、平成 22 年度末で約 862 兆円が見込まれています。更に平成 23 年度においても税収を上回る国債が発行される予算が編成され、国家財政に不安を感じる状況です。そして、未だ経済の閉そくは続き、国政においては先行きの不透明さが憂慮されていますが、景気回復と雇用環境が改善され、経済が安定し活力ある社会となることが望まれています。

そして、人口減少と少子高齢化、産業などの社会構造の変化は、税収の減少と各施策の財源確保への不安、また、社会保障制度や税財政制度などの様々な制度の見直しが予測され、私達の生活に直接影響を及ぼしてくることとなります。また、環境問題、自然災害、児童虐待、社会的孤立などの多くの問題への対応は、私達が安心して生活できる環境への課題となっています。

(2) 地方自治体を取り巻く環境

社会経済状況は多くの課題に直面しています。時代が激動している現在、これらの課題に適切に対応し、発展し続けるためにも地域主権改革を断行する必要があると、地域主権戦略大綱が平成 22 年 6 月 22 日に閣議決定されました。そして、住民に身近な行政はできる限り地方自治体に委ねることを基本とし、基礎自治体が広く事務事業を担い、今まで以上に地域住民のニーズの把握に努め、自らの判断と責任により地域の实情に合った施策等を講じなければならないとされました。また、地域主権改革は、地域の様々な資源や歴史、文化、伝統等を活用して、活力ある地域を作り、また、地域の住民が自らの責任で作っていくという「責任の改革」であると明記しています。このため、パートナーとして市民と行政が相互に情報の共有を図り、共通した認識でまちづくりを推進していく仕組みが求められています。

今後おおむね2～3年を見据え地域主権改革の取組方針を明らかにするとしていますが、140年間続いた中央集権体制の改革を行い、行財政基盤を整備するため、地方自治体の基本構造、議会制度、監査制度、財務会計制度などの地方自治法の見直しが必要となることとなり、地方自治体は意識を変えなければなりません。

また、社会経済が成長する中で、行政サービスも拡大しました。現代の社会経済状況を考慮し、市民が必要としているサービスを実施するため、市民ニーズや時代に合わない事業、拡大した事業を聖域なく見直す必要があります。

(3) 福生市における固有の課題

福生市は市民の転入、転出が多く、また人口が減少傾向にある中、活気あるまちづくりへの対策が求められており、施策の充実を図って、市民の定住化につなげていく必要があります。また、普段、生活している中では気付かない福生市の魅力や誇れる部分に、市民が気付き、更に魅力あふれるまちづくりを市民と行政が共に担っていくことが求められています。

また、学校教育施設や公共施設は、建設からの年数が経過しており、老朽化による建替や改修を行う時期となってきています。更に、多様化する行政需要や人口構造の変化などを考慮して、各施設の機能や在り方についても検討する必要があります。そして、これらの建設事業の実施にあたっては補助金や積立基金を活用しながら財源を確保し、計画的に適切な時期に実施することが重要です。

2 これまでの主な行政改革の取組

福生市は、これまで社会環境の変化に伴い、新たな課題への対応や施策の充実に努めるため、行政改革を推進してきました。

行政改革の歩みは、昭和 60 年に議員及び市民の代表による「福生市行政改革審議会」と庁内組織の「福生市行政改革推進本部」が発足して検討を行い、昭和 62 年 3 月に「福生市行政改革大綱」が策定され、その後、平成 8 年 10 月に第 2 次行政改革大綱（平成 8 年度～12 年度）を策定しました。平成 12 年 4 月に地方分権一括法が施行され、各地方自治体の創意工夫と自己責任に基づく行政運営へと地方自治体を取り巻く環境は変わり、平成 13 年 3 月に策定した第 3 次行政改革大綱（平成 13 年度～17 年度）では、地方分権に対応できる地方自治体への変革に取り組んで参りました。そして、平成 18 年 3 月に第 4 次行政改革大綱（平成 18 年度～21 年度）を策定して、「自立した自治体の確立を目指して」を目標に行政改革に取り組み、民間の活力を活用した指定管理者制度の導入や、公立保育園の民営化を積極的に進めて参りました。その結果、重点課題の一つである職員数については、適正職員数 395 人以内とする目標数値を達成し、一定の成果を収めることができました。

【第 4 次行政改革の主な取組】

	実施項目	内 容
18 年 度	ホームページへの広告掲載	市ホームページにバナー広告を掲載し、自主財源を確保した。
	ひとり親家庭家賃助成事業等の廃止	ひとり親家庭及び高齢者の低所得者に対する家賃の一部助成事業を、他の施策を充実することで廃止した。
	下水道使用料の見直し	使用料を平均 13.7%増に改定（平成 17 年 7 月から改定）し、受益者負担の適正化を図った。
	熊川保育園の民営化	公設民営から民設民営化を実施した。
	指定管理者制度の導入	福祉センター及び市営駐車場に指定管理者制度を導入した。
19 年 度	国民健康保険税の改定	介護納付金賦課分の所得割税率を 0.9%から 1.0%、均等割額を 7,000 円から 9,200 円に改定し、受益者負担の適正化を図った。
	指定管理者制度の導入	児童館等に指定管理者制度を導入した。
	つくし保育園の民営化	公設公営から民設民営化を実施した。

	実施項目	内 容
20 年 度	公営企業債（下水道）の借換え	高金利債を繰上償還し、低金利債へ借換えを行った。
	庁舎駐車場の目的外使用の有料化	地下駐車場を目的外に使用する場合の有料化を実施した。
	議長車及び庁用バスの運用方法の見直し	市議会議長車を廃止し、自動車（運転手を含む）の借上げを行い、また、庁用バスの運転業務と車両管理を委託した。
21 年 度	福生保育園の民営化	公設民営から民設民営化を実施した。
	指定管理者制度の導入	自転車等駐車場、熊川地域・福生地域体育館及び市民会館に指定管理者制度を導入した。
	まちづくりに資する寄附金の創設	まちづくりへの寄附金の規則を制定し、広く市民等に周知を図り、寄附を募った。
22 年 度	国民健康保険税の改定	基礎賦課分（医療分）の所得割を 3.6% から 4.0%、均等割額を 14,000 円から 18,000 円に改定し、受益者負担の適正化を図った。
	育英資金の廃止	国の施策により公立高等学校の授業料の無償化、私立高等学校への支援金支給が実施されるため、授業料相当額を支給していた本制度を廃止した。
	専任当直員の一部委託化	専任当直員の任用替え等により、当直員の一部を委託した。
	行政評価システムの導入	行政評価システムを導入し、福生市総合計画（第 4 期）における事務事業評価を実施した。
継 続 実 施	組織改正	簡素で機能的な組織編成を目指して、組織改正を実施した。
	職員数の削減	集中改革プランに基づき、職員数を削減し、適正職員数 395 人以内を目標とし、平成 22 年 4 月に 381 人の職員数とした。
	再任用制度の活用、嘱託職員等の採用	歳出の抑制を図るため、再任用制度の活用と嘱託職員等の採用を実施した。
	適正な給与改定及び手当の廃止等	人事院及び都人事委員会勧告に準じマイナス給与改定、特殊勤務手当（全 12 手当）の廃止等を実施した。
	予算の枠配分方式の実施	予算総額の縮減のため、予算編成において枠配分方式を実施した。

3 策定方針

- (1) 福生市行政改革大綱（第 5 次）では、地域主権改革による地方自治の在り方の見直しに対応し、基礎自治体としての役割を果たすため、更に効率的、効果的な行政運営を推進します。
- (2) 本大綱に基づき具体的な取組を実施していくため、平成 23 年度からの推進計画を別に策定して計画的に行政改革を進めます。
- (3) 福生市総合計画（第 4 期）で導入した行政評価による事務事業評価及び施策評価の結果を反映して見直しを図り、行政改革につなげていきます。
- (4) 行政改革の取組をわかりやすく公表します。
- (5) 本大綱策定後、地方自治を取り巻く社会環境の変化等があった場合には、改めて大綱の見直しを行います。

4 目標期間

本大綱の目標期間は、平成 23 年度から平成 26 年度までの 4 年間とします。

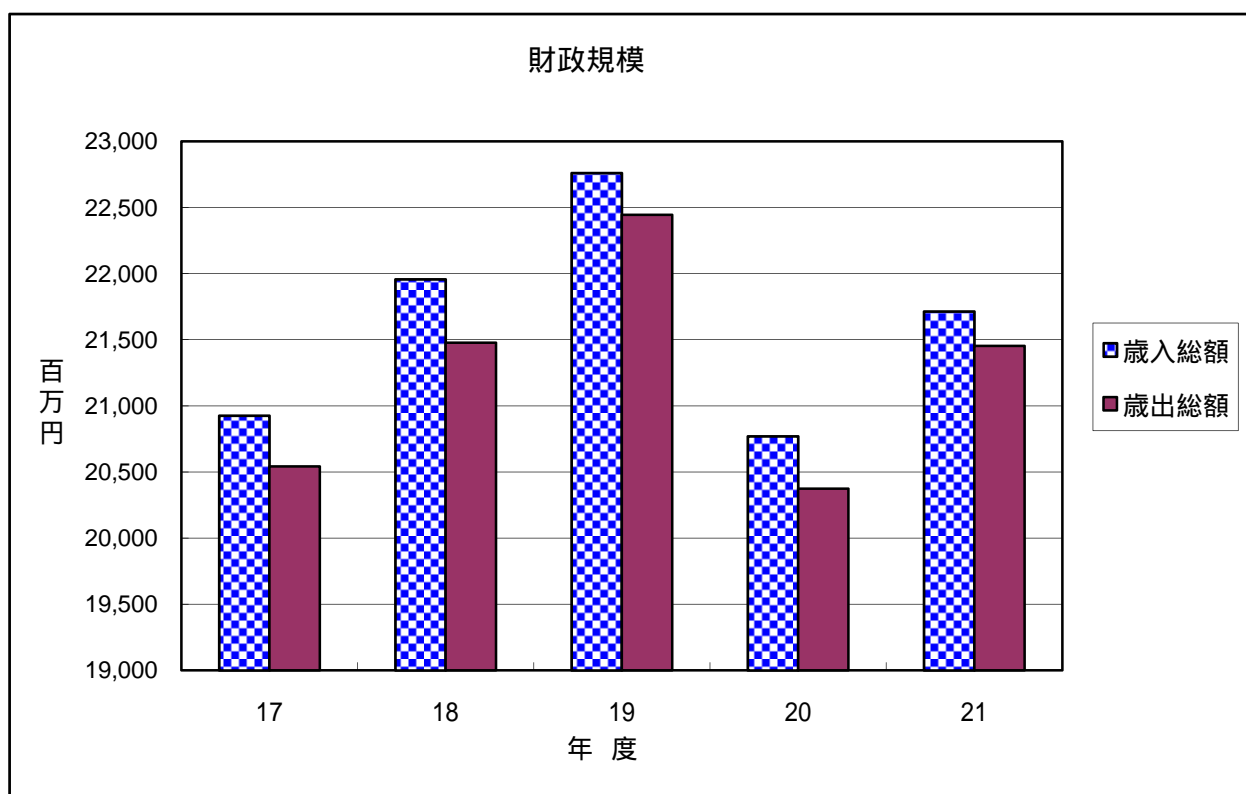
年度	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
西暦	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019
基本 構想	基本構想（平成 22～31 年度）									
基本 計画	基本計画・前期（平成 22～26 年度）					基本計画・後期（平成 27～31 年度）				
行革 大綱										

5 福生市の財政

これからの基礎自治体としての役割を担っていくには、行政改革を推進し、財政基盤を強固なものにする必要があります。それには、福生市の財政状況を理解することが重要です。ここでは過去 5 年間の財政状況を把握するために示します。なお、この資料の数値は総務省の決算統計における普通会計ベースでの数値を使用しています。

普通会計とは、全地方公共団体の財政を比較できるように統一した基準で作成した会計

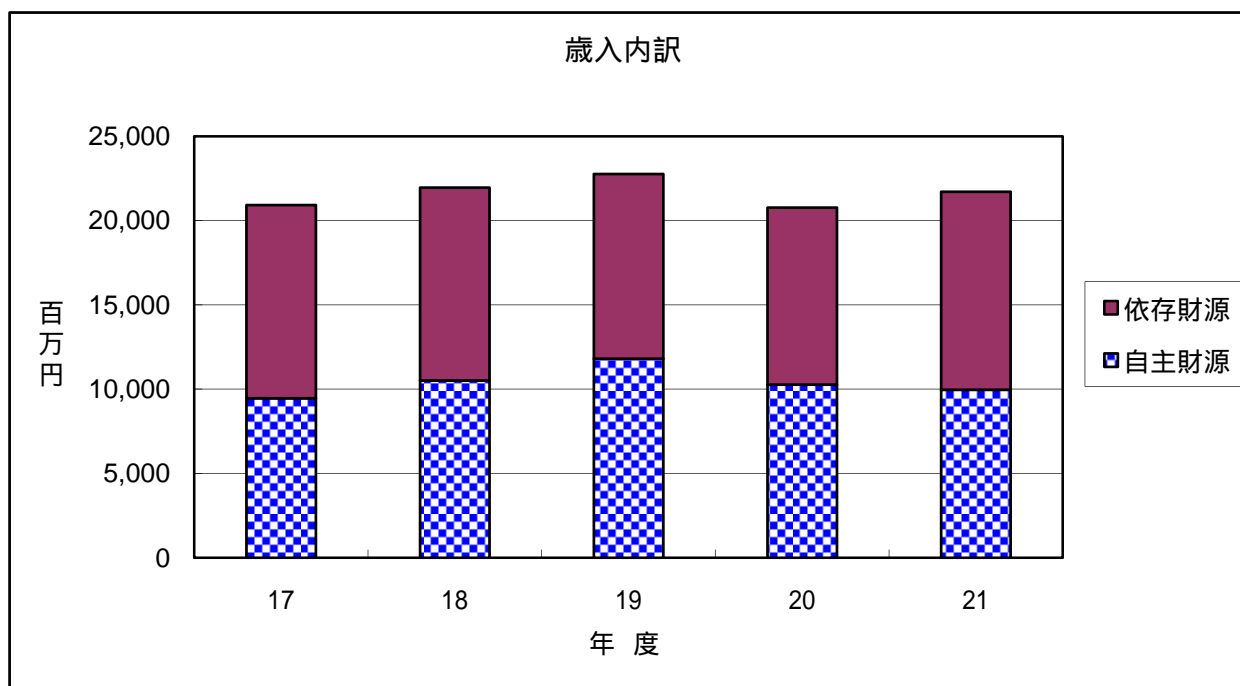
平成 22 年度数値（財政力指数を除く）は決算統計数値が未確定のため、参考数値として当初予算額を示しています。



(単位：百万円)

年度	17	18	19	20	21	22(当初予算)
歳入総額	20,926	21,957	22,760	20,770	21,713	21,335
歳出総額	20,542	21,478	22,444	20,374	21,453	21,335

(1) 歳入



(単位：百万円)

年度		17	18	19	20	21	22 (当初予算)
自主財源	地方税	7,816	7,897	8,495	8,564	8,281	8,074
	その他	1,647	2,615	3,315	1,701	1,683	1,383
	計	9,463	10,512	11,810	10,265	9,964	9,457
依存財源	地方交付税	2,370	2,167	2,041	2,251	2,363	2,505
	基地交付金	1,375	1,380	1,441	1,450	1,450	1,472
	国庫支出金	3,227	2,974	3,337	3,093	4,040	3,425
	都支出金	2,128	2,216	2,433	2,502	2,731	2,995
	地方債	791	956	578	164	170	548
	その他	1,572	1,752	1,120	1,045	995	933
	計	11,463	11,445	10,950	10,505	11,749	11,878
歳入総額		20,926	21,957	22,760	20,770	21,713	21,335

自主財源比率

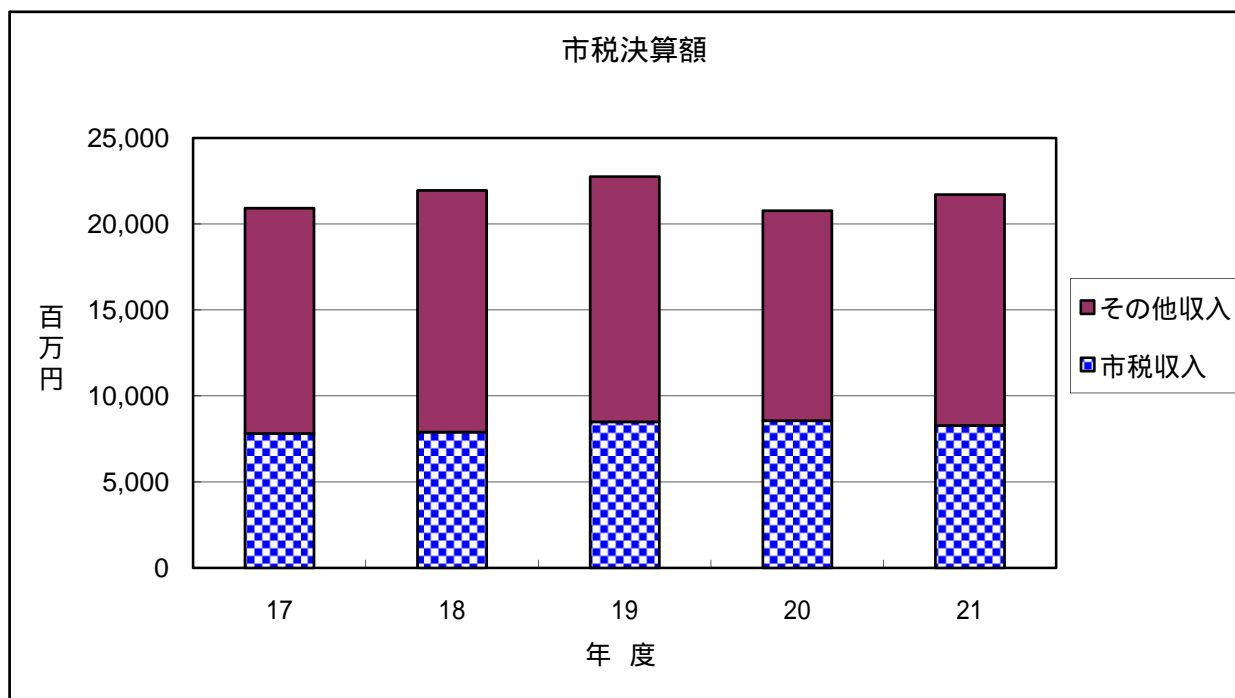
自主財源比率は、歳入総額に占める自主財源の比率です。地方自治体の財源には、自主財源と依存財源があり、自主財源とは自主的に収入できる財源で、市税、分担金及び負担金、使用料、財産収入、諸収入などがあります。福生市は自主財源比率が低く、国や東京都の支出金などに依存している状況です。

(単位：%)

年 度	17	18	19	20	21	22(当初予算)
自主財源比率	45.2	47.9	51.9	49.4	45.9	44.3

地方税（市税）

市税は市町村にとっての基本的な歳入です。また、自主財源である市税収入が豊かであれば、充実した市民サービスの提供と、様々な市民ニーズに応えていくことができます。しかし、福生市は市税収入が歳入総額の約40%にとどまっている状況です。



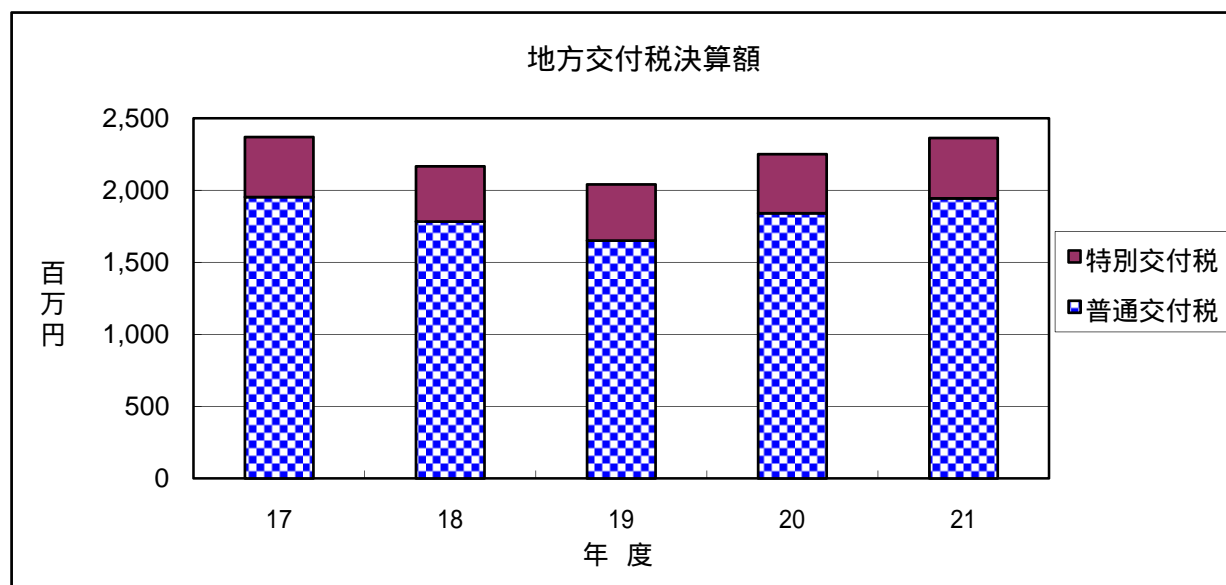
(単位：百万円、%)

年度	17	18	19	20	21	22(当初予算)
個人市民税	2,916	3,122	3,740	3,843	3,740	3,546
法人市民税	493	516	465	386	294	310
固定資産税	3,299	3,173	3,205	3,255	3,214	3,187
その他の税	1,108	1,086	1,085	1,080	1,033	1,031
計	7,816	7,897	8,495	8,564	8,281	8,074
歳入全体に 占める割合	37.4	36.0	37.3	41.2	38.1	37.8

地方交付税

地方交付税のうち普通交付税は、国から地方自治体の財源の不均衡を調整し、どの地域においても一定以上の水準の行政サービスを提供することができるように交付されるもので、交付される地方自治体と交付されない地方自治体があります。福生市は毎年、交付されており、不足する自主財源を交付税により補完している状況です。

特別交付税は、普通交付税で措置されない個別の需要や、地震や台風等の自然災害による被害などに対して交付され、約4億円の交付を受けています。



(単位：百万円、%)

年度	17	18	19	20	21	22(当初予算)
普通交付税	1,953	1,783	1,651	1,841	1,944	2,075
特別交付税	417	384	390	410	419	430
合計	2,370	2,167	2,041	2,251	2,363	2,505
歳入総額に 占める割合	11.3	9.9	9.0	10.9	10.9	11.7

国有提供施設等所在市町村助成交付金（基地交付金）

福生市は、行政面積の約 1 / 3 を米軍横田基地に提供しているため、総務省や防衛省からの交付金及び補助金を受けています。そのうち、国有提供施設等所在市町村助成交付金は基地交付金と呼ばれ、固定資産税に代わる財政補給金的な性格を有するもので、用途は制限されず一般財源として交付されます。福生市ではここ最近、毎年約 14 億円の交付を受けています。

横田基地に係る国有提供施設等所在市町村助成交付金（基地交付金）

(単位：百万円、%)

年度	17	18	19	20	21	22(当初予算)
基地交付金	1,375	1,380	1,441	1,450	1,450	1,472
歳入全体に 占める割合	6.6	6.3	6.3	7.0	6.7	6.9

国庫支出金

国庫支出金は、国から負担金、補助金、委託金などの名称で受けているもので、子ども手当負担金や生活保護費負担金、次世代育成支援対策補助金などのように、用途が特定されています。

国庫支出金

(単位：百万円、%)

年度	17	18	19	20	21	22(当初予算)
国庫支出金	3,227	2,974	3,337	3,093	4,040	3,425
歳入全体に 占める割合	15.4	13.5	14.7	14.9	18.6	16.1

地方債

地方債は、地方自治体が、国や金融機関などから借り入れする借金です。そのうち、歳入の不足を補う地方債と、公共施設等の建設で、施設を利用する将来の世代にも公平に経費を負担していただくように借入を行う地方債があります。

地方債額

(単位：百万円、%)

年度	17	18	19	20	21	22(当初予算)
建設による 地方債	177	483	278	164	170	48
財源不足に よる地方債	614	473	300	0	0	500
計	791	956	578	164	170	548
歳入全体に 占める割合	3.8	4.4	2.5	0.8	0.8	2.6

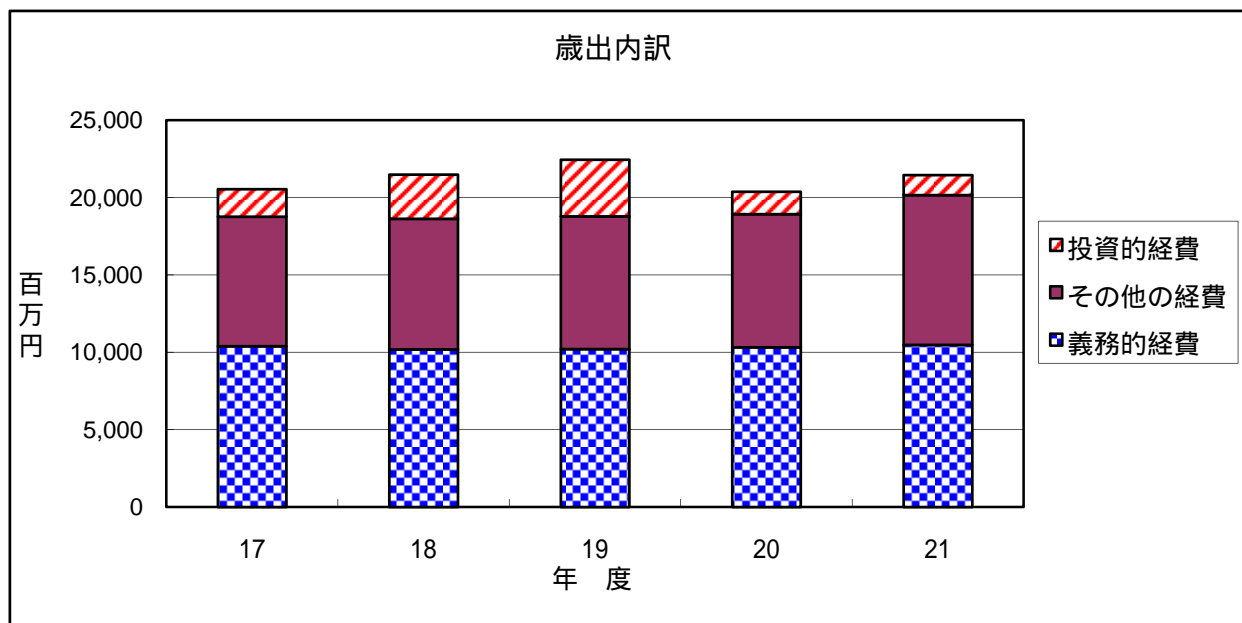
基金

主な基金には、都市施設整備基金及び学校施設等整備基金のように各施設の建設や改修を目的とする基金、人材の育成及びふるさとと呼べるまちづくりの資金に充当するふるさとづくりまちづくり基金など、目的を持って基金を積み立てておき、財源が必要となる場合に充当する基金や、税収の減などによる歳入不足や災害の発生等による不測の事態に備えて積み立てる財政調整基金などがあります。平成 21 年度末では全体で 12 の基金があり、基金積立現在高は 63 億 8 百万円となっています。

(単位：百万円)

基金名	都市施設 整備基金	学校施設等 整備基金	ふるさと人づ くりまちづく り基金	財政調整基金	その他	合計
H21 年度末 現 在 高	1,736	1,747	414	1,641	770	6,308

(2) 歳出



歳出内訳

(単位：百万円)

年度		17	18	19	20	21	22 (当初予算)
義務的経費	人件費	4,136	4,069	3,865	3,881	3,886	3,901
	扶助費	5,054	4,870	5,066	5,166	5,326	6,275
	公債費	1,208	1,251	1,277	1,282	1,267	1,277
	計	10,398	10,190	10,208	10,329	10,479	11,453
その他の経費	物件費	3,031	3,015	3,120	2,986	3,074	3,309
	補助費等	2,959	2,891	3,255	3,155	4,174	3,168
	繰出金	2,295	2,257	2,053	2,067	1,976	2,209
	その他	80	276	152	393	453	175
	計	8,365	8,439	8,580	8,601	9,677	8,861
投資的経費	普通建設	1,779	2,849	3,617	1,444	1,297	1,021
	災害復旧	0	0	39	0	0	0
歳出総額		20,542	21,478	22,444	20,374	21,453	21,335

義務的経費（人件費、扶助費、公債費）

人件費と職員数

人件費は、議員や各委員会委員の報酬、正規職員の職員給や嘱託職員の報酬などです。

職員数の減やマイナス給与改定などにより人件費は減少傾向となっています。また、正規職員が最も人数が多かった平成 11 年 4 月の 463 人と比較し、平成 22 年 4 月には 82 人減の 381 人となっています。第 4 次行政改革大綱における目標数値である適正職員数は達成しました。

人件費、人件費比率、正規職員数

（単位：百万円、%、人）

年度	17	18	19	20	21	22(当初予算)
人件費	4,136	4,069	3,865	3,881	3,886	3,901
人件費比率	20.1	19.0	17.2	19.0	18.1	18.3
正規職員数	428	416	403	395	388	381

人件費比率・・・歳出総額に占める人件費の割合

正規職員数・・・毎年度 4 月 1 日現在（派遣等を含む。）

扶助費

福生市は市民一人当たり換算した場合の扶助費（生活保護費、児童福祉費など）は他市と比較すると高くなっています。扶助費のうち生活保護費については、景気低迷の影響などにより被保護者数が増加しています。

生活保護費

（単位：百万円、%）

年度	17	18	19	20	21	22(当初予算)
決算額	1,925	1,728	1,791	1,727	1,797	1,821
歳出総額に占める割合	9.4	8.0	8.0	8.5	8.4	8.5

公債費

歳入の不足額を補うため、また、道路整備や各施設の建設経費を後年度の世代にも負担をしていただくように借入れをしており、その借入金を償還する経費です。福生市は、地方債を極力借り入れないように努めてきましたが、平成 22 年度末では地方債の現在高見込額は 98 億 3,914 万 9 千円、これに利子を併せて償還することとなり、これらが公債費となります。また、公債費比率は地方公共団体の財政構造の弾力性を判断するための指標の一つで、公債費の一般財源に占める割合で、10%を超えないことが望ましいとされていますが、福生市ではその範囲内に納まっており健全な範囲での公債費となっています。

更に、平成 19 年度より地方公共団体の財政健全化指標に加えられた実質公債費比率は、一般会計の地方債の元利償還金に加え、特別会計や一部事務組合における借入金償還金の負担分を含めた比率です。

公債費、公債費比率、実質公債費比率

(単位：百万円、%)

年度	17	18	19	20	21	22(当初予算)
公債費	1,208	1,251	1,277	1,282	1,267	1,277
公債費比率	7.6	7.5	6.9	6.3	5.6	5.6
実質公債費比率	11.5	11.2	4.7	3.5	3.0	

実質公債費比率は平成 19 年度から算出方法が変更されています。

その他経費（物件費、補助費等、繰出金）

物件費

各事務事業や市民会館などの指定管理者への委託費用、また、電算システム経費、消耗品、備品購入などの事務経費が主なものです。

物件費、物件費比率

(単位：百万円、%)

年度	17	18	19	20	21	22(当初予算)
物件費	3,031	3,015	3,120	2,986	3,074	3,309
物件費比率	14.8	14.0	13.9	14.7	14.3	15.5

補助費等

補助費等には補助金と負担金があります。そのうち補助金は商工会、社会福祉協議会、シルバー人材センター、町会・自治会などの団体の人件費や活動費への補助金と、私立幼稚園保育料、市民契約保養施設利用者宿泊助成金など個人へ負担軽減を図る補助金があります。

また、負担金のうち主なものは、市町村が共同して事務事業を処理するために設置した地方公共団体である一部事務組合に対する負担金があります。主な一部事務組合は西多摩衛生組合、福生病院組合、瑞穂斎場組合、東京たま広域資源循環組合などがありますが、西多摩衛生組合ではごみの中間処理施設整備、瑞穂斎場では火葬施設や葬儀施設整備、福生病院では施設の建替や医療機器の経費の借入金償還のため、負担金が増加しています。

補助費等、補助費等比率

(単位：百万円、%)

年度	17	18	19	20	21	22(当初予算)
補助費等	2,959	2,891	3,255	3,155	4,174	3,168
補助費等比率	14.4	13.5	14.5	15.5	19.5	14.8

繰出金

国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計、下水道事業会計への支出で、一般会計が負担しなければならない経費と、特別会計の赤字補てんのために支出する経費とがあります。各特別会計は赤字補てんを行うことのないように事業運営を行うことが望まれます。

繰出金、繰出金比率

(単位：百万円、%)

年度	17	18	19	20	21	22(当初予算)
繰出金	2,295	2,257	2,053	2,067	1,976	2,209
繰出金比率	11.2	10.5	9.2	10.1	9.2	10.4

投資的経費（普通建設事業費、災害復旧事業費）

普通建設事業費

道路や公園、また学校や公共施設の建設や改良工事などに要する経費です。各施設は建設からの年数が経過し、老朽化しており、今後、施設の延命化を行うための多額の経費を要す

ることが見込まれます。

投資的経費、投資的経費比率

(単位：百万円、%)

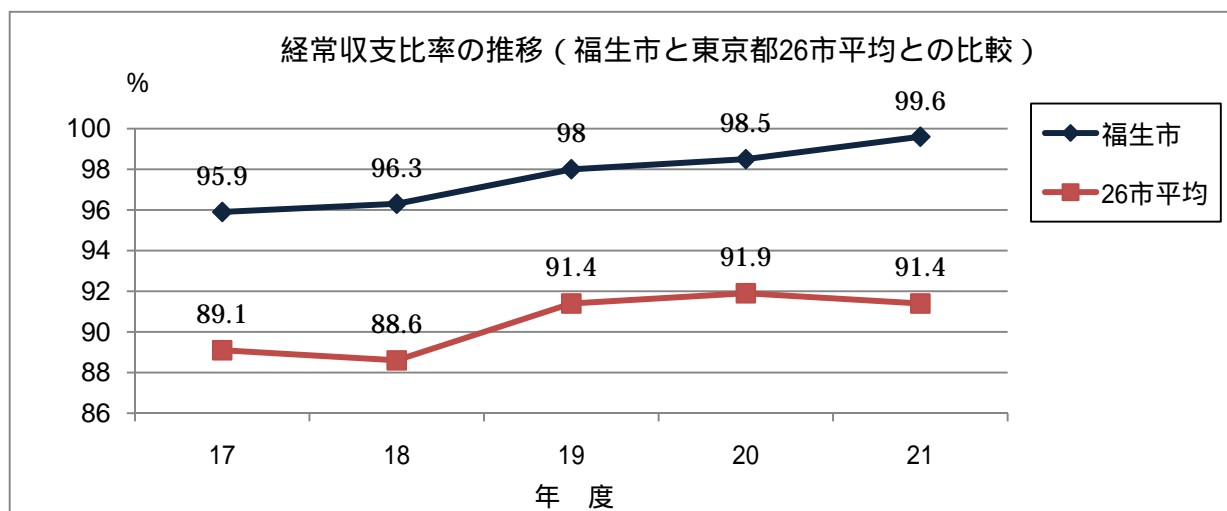
年度	17	18	19	20	21	22(当初予算)
普通建設	1,779	2,849	3,617	1,444	1,297	1,021
災害復旧	0	0	39	0	0	0
投資的経費比率	8.7	13.3	16.3	7.1	6.1	4.8

(3) 財政指数

経常収支比率

財政構造の弾力性を判断する指標で、80%以上は弾力性が低くなることを示しています。

人件費、扶助費、公債費などの毎年経常的に支出される経費(経常的経費)に充当された一般財源の額が、地方税、普通交付税などの毎年度経常的に収入される一般財源(経常一般税源)等に占める割合です。

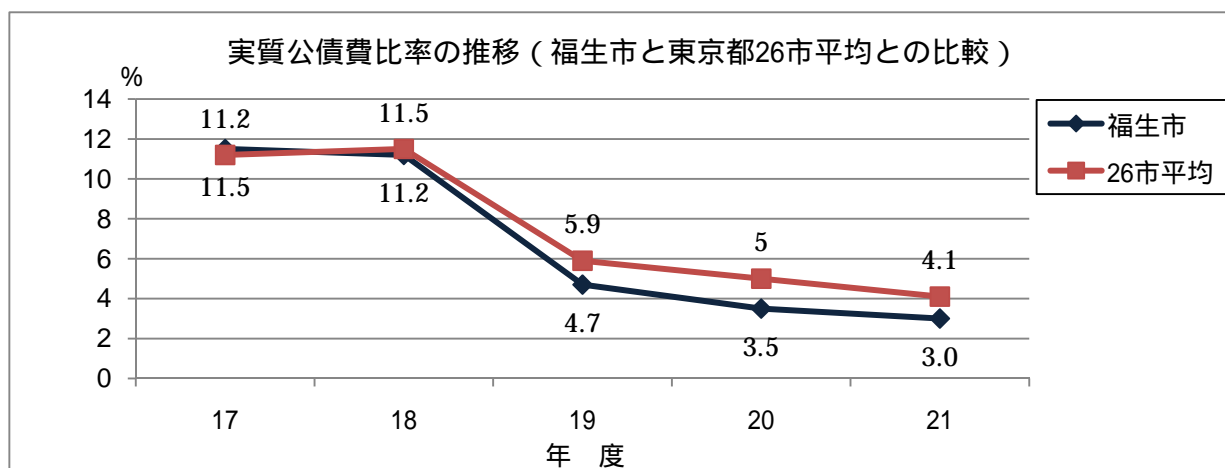


(単位：%)

年度	17	18	19	20	21	22(当初予算)
福生市	95.9	96.3	98.0	98.5	99.6	99.6
26市平均	89.1	88.6	91.4	91.9	91.4	

実質公債費比率

元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率であり、毎年度経常的に収入される財源のうち、公債費や公営企業債に対する繰出金などの公債費に準ずるものを含めた、実質的な公債費相当額に充当されたものの占める割合をいいます。平成 19 年度より地方公共団体の財政健全化指標に加えられ、この比率の 3 年度平均が 18%以上になると地方債の発行に東京都知事の許可が必要となります。



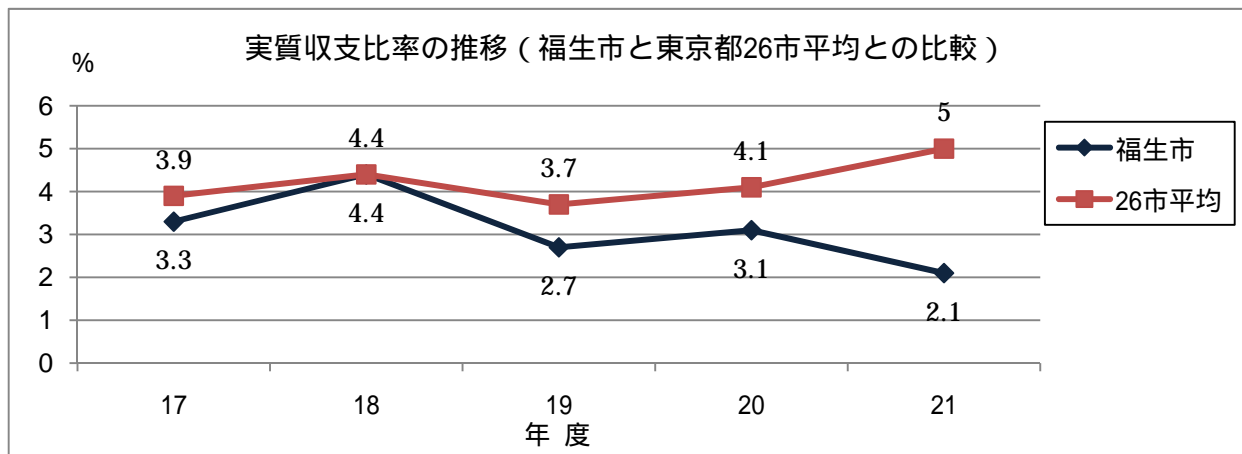
（単位：％）

年度	17	18	19	20	21	22(当初予算)
福生市	11.5	11.2	4.7	3.5	3.0	
26市平均	11.2	11.5	5.9	5.0	4.1	

平成 17、18 年度と平成 19 年度以降では算出方法が異なるため、数値の差がある。

実質収支比率

実質収支比率は、形式収支（歳入歳出差引額）から翌年度に繰り越すべき財源を引いた額の普通交付税の算定に用いる標準財政規模に対する割合です。実質収支が黒字の場合は正数、赤字の場合は負数で表されます。おおむね 3 ～ 5 % が望ましいと言われています。



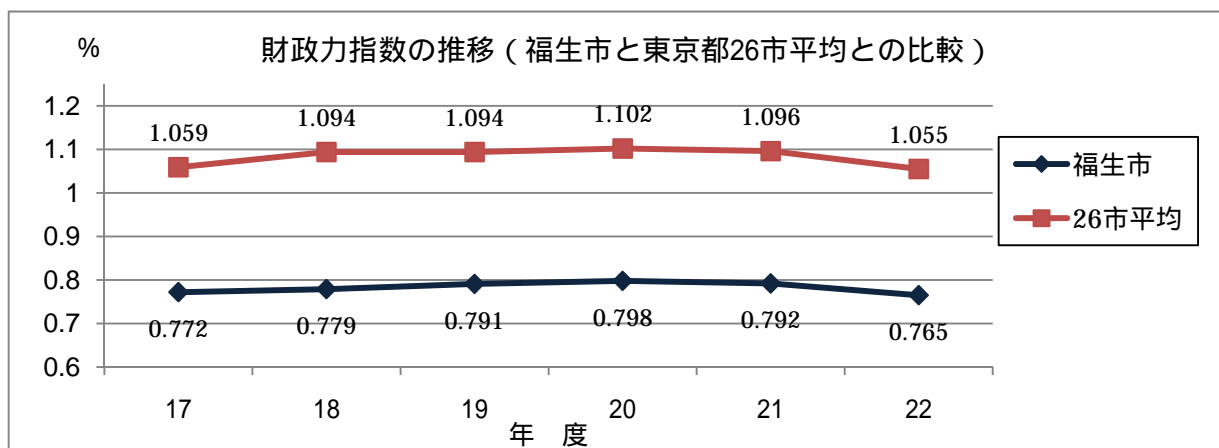
（単位：％）

年度	17	18	19	20	21	22(当初予算)
福生市	3.3	4.4	2.7	3.1	2.1	
26市平均	3.9	4.4	3.7	4.1	5.0	

財政力指数

財政力指数は、地方自治体の財政力を示す指数で、地方交付税法の規定により算定した基準財政収入額を、基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値です。

財政力指数が1を超える場合は、財政力が十分あるとして地方交付税は不交付となります。福生市は、毎年交付されており、財政力の弱い自治体であることがわかります。



（単位：％）

年度	17	18	19	20	21	22
福生市	0.772	0.779	0.791	0.798	0.792	0.765
26市平均	1.059	1.094	1.094	1.102	1.096	1.055

6 行政改革の目標

目 標

自律した自治体の確立

社会経済状況や地方自治体を取り巻く環境の変化、福生市固有の課題など対応しなければならぬ課題は多く、それぞれに迅速に、また適切に対応していかなければなりません。そのためには、柔軟に対応できる組織や執行体制が求められ、その対応や事務事業は量より質を重視すると共に、効果・効率的に実施し、市民満足度を高めることが重要です。このような考えのもとに実施した事務事業が、福生市だからできる、そして誇れるまちづくりにつながっていくことが望まれます。また、近年の経済状況から市税を含め財源の大幅な確保が期待できない中、市民ニーズに合わない事業や拡大した事業は、縮小・廃止して歳出の抑制を図り、安定した行政サービスと、基礎自治体としての責任ある行財政運営を行い、確かな財政基盤を維持していくことが重要です。

これまでも市は、市民と行政の情報共有に努め、協働による事務事業の推進を図ってきました。しかし、市民と行政の役割の認識や対応に課題が生じることもあり、その改善に努める必要があります。今後とも、市民と行政のパートナーシップを確立し、地域主権改革に対応したこれからのあるべき役割分担を進めていきます。

更に、これからの地方自治を担う職員の課題として、地域主権改革による地方自治体を取り巻く環境の変化や、多様な市民ニーズに対応し、市民とともに活力あるまちづくりを行っていくことができる職員の人材育成が必要です。そして、一人ひとりの職員が、地方自治を担っていることを強く自覚し、全庁的にレベルアップした行財政運営につなげていくことが求められています。

本市は、このような認識のもと、また、第4次行政改革大綱の「自立した自治体の確立を目指して」とする目標の趣旨を引き継ぎ、更に、自ら立てた規範に従い、今までの行政運営の枠にとらわれずに自己決定・自己責任のもとに行動し、新たな価値を創造する自治体経営を目指すため、「自律した自治体の確立」を目標とするとともに、次の3つの基本方針を掲げて行政改革を推進します。このため、別に策定する行政改革推進計画に基づいた取組を行い、平成26年度の目標数値として職員数を370人以内(平成22年度4月1日現在381人)を

目指し、普通会計ベースでの人件費を37億円以内、財政規模は214億円以内として行財政運営を行います。また、経常収支比率は東京都内26市の平均値を目標数値として掲げて行政改革を推進していきます。

3つの基本方針（目標に向けた基本的な考え方）

3つの基本方針

- 1 財政健全化の推進（自治体の基盤整備）
- 2 市民とのパートナーシップの確立
- 3 職員の人材育成

目標数値（平成26年度）

<u>職 員 数</u>	<u>370人以内</u>
<u>人 件 費</u>	<u>37億円以内</u>
<u>財 政 規 模</u>	<u>214億円以内</u>
<u>経常収支比率</u>	<u>都内26市の平均以下</u>

目 標

自律した自治体の確立

3つの基本方針

- 1 財政健全化の推進（自治体の基盤整備）
- 2 市民とのパートナーシップの確立
- 3 職員の人材育成

重 点 項 目

横断的かつ迅速に対応
できる組織・執行体制
の確立

自律性の高い財政運営

効果・効率的な
事務事業の実施

市民とのパートナーシップ
の確立

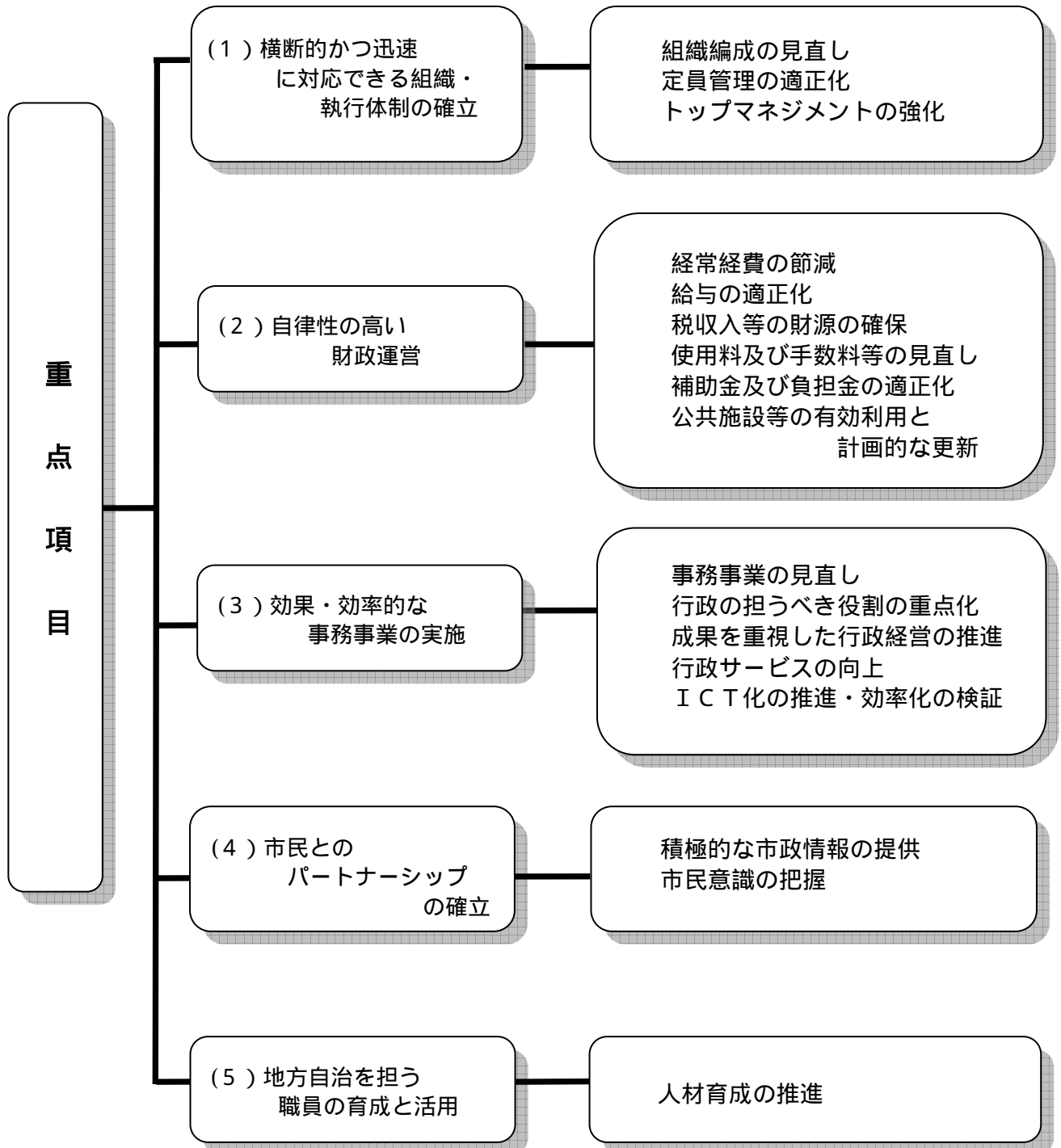
地方自治を担う
職員の育成と活用

重点項目の取組み事項

- ・ 定員管理の適正化
- ・ 公共施設等の有効利用と計画的な更新
- ・ 行政の担うべき役割の重点化
- ・ 積極的な市政情報の提供
- ・ 人材育成の推進・・・etc

7 行政改革の重点項目

第5次行政改革大綱の目的を達成するために、次の5つの重点項目を掲げ、大綱を推進します。



(1) 横断的かつ迅速に対応できる組織・執行体制の確立

市の行政課題は多種多様化・高度化し、画一的な指針はもはや存在しません。このような状況下で市民ニーズに即した対応をするためには、全職員が一丸となって全庁的、横断的に検討を行い、解決策を見出す以外に方法はありません。そこで、山積する課題に全体で取り組むことができる柔軟な組織・人事体制とともに、スピーディーで的確な意思決定が行えるシステムの構築を目指します。

組織編成の見直し

組織については、政策目標に基づき、効果的かつ効率的に事務事業を処理できる組織づくりが必要です。

そのための部局・課室の編成を行うとともに、市民ニーズへの迅速な対応やスピーディーな意思決定の観点から、個々の職員の責任と権限が明確化され、意思形成過程が簡素化されたフラットな組織づくりを引き続き進めます。

また、政策を実現する上で、従来の組織形態（課・係の形態）にとらわれず、限られた資源を有効に活用できるよう、グループ制を導入した組織改正を一部行いましたが、その効果を検証し、必要に応じて更に推進していきます。

更に、多様化・複雑化する行政課題に対して迅速かつ的確に対応するため、本部長制や政策課題別チームの体制を推進し、組織を最大限に活性化します。

そして、地域主権改革へ迅速に対応しつつ、組織をマネジメントできるよう、行政管理体制の強化を行います。また、時代に即した政策を提案、実現できるよう、政策立案機能の強化も併せて図ります。

政策、施策、事務事業については、常に効果の検証を行い、併せて組織編成の見直しを行います。なお、社会情勢の変化に迅速に対応するために補正的な組織改正は、必要に応じて行っていきます。

【推進項目】

- 横断的組織の充実
- 効果を最大限に引き出す組織の検討

定員管理の適正化

定員管理にあたっては、社会経済状況の変化等を踏まえ、対応すべき行政需要の範

困、施策の内容及び手法を見直しながら適正化に引き続き取り組みます。

特に、抜本的な事務事業の整理や、組織の合理化、職員数の適正配置に努めるとともに積極的な民間委託、指定管理者制度やPFIの導入等の推進、ICT化の推進などを通じて職員数の適正化に努めます。

定員管理の適正化を計画的に推進する観点から、第4次行政改革大綱では、将来的な職員の年齢構成や分野別職員数等について詳細に分析し、数値目標を掲げ、これを公表し、着実に実行してきました。第5次行政改革大綱では、地域主権改革に伴う権限移譲の動向を踏まえ、自治体間連携など、行政運営の更なる効率化も視野に入れた定員適正化計画の見直しを行います。また、嘱託職員等を含めた総人件費についても、絶えず点検し、その抑制に努めます。

市制施行時や行政拡張期に採用した職員の大量退職期を迎えることから、退職者の補充をどの程度行うべきか十分検討し、計画的な職員採用を行います。採用にあたっては優秀な人材を確保するべく、積極的なアプローチを試みます。

【推進項目】

- 定員適正化計画の見直し
- 職員採用計画の推進

トップマネジメントの強化

社会経済状況や市民ニーズの変化に合わせ、迅速かつ的確な行政経営を進めていくためには、トップの決断とリーダーシップの発揮が必要です。そのために、職員提案制度等ボトムアップによる市民ニーズ、対応策等の情報など、トップが判断するために必要な情報等の集中化を徹底します。また、庁議等の経営会議（意思決定会議）の議論を更に活性化させるとともに、職員との情報共有を一層図るなど、市長がより政策判断しやすい環境整備を更に進めます。

更に、各職員が所属する部の使命・目標を共有し、責任をもって目標の実現に向け取り組むことも必要です。そこで、各部の経営方針を示すインナーマニフェストの導入など、各部の執行責任の強化策について検討していきます。

【推進項目】

- 情報共有システムの徹底
- 庁議等の経営会議の活性化・効率化

- 進行管理の徹底
- 各部の執行責任の強化

(2) 自律性の高い財政運営

本市の財政は、市民から信託された市と市民の共同の家計であることを認識し、これを維持していくために財政収支の均衡を図り、健全な財政運営に努める必要があります。財源不足のための借入れや基金の取崩しを可能な限り行わないように努め、持続可能な行政経営の確立に努めます。

経常経費の節減

経費の節減には、財政状況を分析すると同時に、各部署の創意工夫を結集して、実行可能な対策は迅速に講じていく必要があります。

自らの財政状況を分析した上で、事務・事業の見直しを行うことにより、歳出全般の徹底した見直しに取り組みます。また、真に必要な事業に財源を重点的に配分するなど、主体的に財政運営の改善に努めます。

市民に対し、財政状況が総合的に把握できるような情報を可能な限りわかりやすい方法で提供することが必要であり、歳入歳出の状況や各種の財政指標などのデータのほか、貸借対照表や行政コスト計算書等も含めた財務書類を作成し、積極的な公表を行います。

また、経常的な経費の節減はこれまでも進めてきたところですが、財政状況に対する危機意識、改善の余地があるという認識を職員全員が共有し、柔軟な発想のもとアイデアを持ち寄り、経費の更なる節減に取り組むことを重点的な目標に掲げ、推進します。

【推進項目】

- 予算編成方法の見直し
- 財政運営の健全化
- 公会計制度改革の推進
- 経費節減策の検討

給与の適正化

市民の納得と支持が得られる給与制度を構築すべく、人事考課制度を導入して職員の能力、業績に応じて給与額を決定するなど、これまでも給与水準の適正化を行ってきました。本市の給与制度は東京都の制度を準用しているため、東京都人事委員会勧告を尊重しつつ、本市の状況も考慮して引き続き適正化に努めます。

また、平成 16 年の地方公務員法の改正により地方公共団体の人事行政経営等の状況の公表に関する責務が課された趣旨を踏まえ、職員数・給与等の人事行政の運用状況を公表してきましたが、市民によりわかりやすい給与状況公表の工夫を講じていきます。そのほか、職員への福利厚生事業の見直しについても検討していきます。

【推進項目】

- 給与・退職金水準の適正化
- 職員数・給与等の状況の公表

税収入等の財源の確保

地域主権改革の進展に合わせ、地方税財政の分野においても権限が拡大・強化されることが予想されます。また、地方の権限と責任が一層拡充して都市間競争は激しくなり、地域の独自性に合わせた新たな自主財源確保策について知恵を絞り出す必要もあります。そこで、政策目的実現の手段としての課税自主権の行使、市民公募債などの新たな資金調達手段、税収増加策など、先進事例をふまえて本市に合った自主財源確保策について研究するとともに、安定した税収を確保するための定住化の促進、及び新たな広告収入など、実施可能な方法については積極的に導入していきます。

また、本市は他市と比較して、市税や国民健康保険税の収納率が低い状況です。このことから、市民の納税意識の高揚啓発、税負担の公平性の確保に継続して取り組み、様々な手法による市税等の収納対策にも全庁的に連携して取り組みます。介護保険料など、その他の収入についても、受益者負担の意識啓発を行い、収納率の向上等を図ります。

更に、これまでは国や都の基準に適合させる形で補助金を積極的に活用してきましたが、国が示した地域主権戦略大綱の中では、いわゆる「ひも付き補助金」を廃止し、一括交付金化するとの方針が示されましたので、今後は市の実情に見合った自由な活用が可能となることが期待されます。そこで、市の創意工夫により効率的かつ効果的に活用できるよう、検討を進めていきます。

【推進項目】

- 自主財源確保策の検討・導入
- 市税等収納率向上対策
- 納税意識の啓発
- 国・都の補助金等の有効な活用

使用料及び手数料等の見直し

使用料及び手数料等は、現在の金額が適正であるかを検証し、見直しを行います。

また、社会状況の変化等を考慮し、定期的な見直しを実施します。

使用料は、サービスの目的や機能について、公共性の強さや日常生活上の必要性、民間においても同種のサービスが提供されているか等から分類し、標準的な受益者負担率について引き続き研究を行います。手数料については、特定の者に対する役務の対価なので、その経費の負担率は原則的には100%ですが、税負担の公平性の観点から関係を精査し適正化に努めます。

【推進項目】

- 使用料及び手数料等の適正化

補助金及び負担金の適正化

補助金・負担金について、既存の制度を見直し、合理的な仕組みに再構築していきます。

市民活動団体等に対する補助金等については、必要性、費用対効果、経費負担の在り方などについて事務事業評価等を活用しながら客観的に検証し、補助率の見直し、メニューの統合化など、適正化を図ります。

また、財政援助出資団体については、団体との関係を再度検証した上で、運営の適正化・活性化に向けた主体的な取組を促し、市の出資団体に対する関与を縮小して自立性を高めることで、負担金の適正化を図ります。

【推進項目】

- 補助金及び負担金の適正化

公共施設等の有効利用と計画的な更新

公共施設については、早期に整備した施設は相当の年数が経過していることから、今後、大規模な改修や建替が必要となるとともに、同時期に集中し大きな財政負担が生じることが懸念されます。良好な状態で次世代に引き継ぐためには、計画的に更新し、延命措置を講じる必要があります。一方で、時代の変化、人口構造の変化等により、施設の役割を見直すべき時期を迎えているものもあります。そこで、公共事業の重点化、施設の統廃合の視点を踏まえ、財政計画に裏付けられた計画を策定し、適切な時期に実施していきます。

また、公共施設の更なる有効利用の検討や有効利用されていない普通財産、未利用地などの貸し付け、売り払いも視野に入れ、その活用を積極的に進めます。

【推進項目】

- 公共施設の有効利用の検討
- 公共施設延命化施策の検討
- 未利用地の有効利用の検討

(3) 効果・効率的な事務事業の実施

事務事業の見直し

限りある財源を有効に活用し、新たな行政課題や多様な市民ニーズに的確に対応するためには、既存の事務事業を常に見直す必要があります。福生市では妥当性、公平性、効率性、必要性等を体系的に検討するため、行政評価を導入しました。

事務事業の実施にあたっては、行政マネジメントサイクルに従い、「実施計画 事務事業の実施 事務事業評価 改善」という体系のもとに、職員が常にコスト意識を持ち、事業の費用対効果を検証して、効率的かつ効果的な事務事業を実施します。

併せて、職員の創意工夫を事務事業の改善、改革に生かすため、職員提案制度を推進し、積極的に活用していきます。

事業の目的・対象等が重複・類似している事業、あるいは事業効果が低下している事業は再編・整理・連携・統合を図ります。

また、見直しにあたっては、第三者や有識者など、外部の視点も採り入れます。

【推進項目】

- 事務事業の見直し

■ 職員提案制度の推進

行政の担うべき役割の重点化

行政の役割を明確化し、行政が実施する領域については、民間活力の導入方針に基づき、効果的、効率的な実施方法として、指定管理者制度、民間委託等を行ってきました。今後も民間事業者等に委ねることができる公共サービスは、積極的にアウトソーシングの推進を図ります。一方でサービスの質の低下を招かないよう、行政としてのモニタリング機能も強化していきます。

【推進項目】

■ アウトソーシングの推進とモニタリングの強化

成果を重視した行政経営の推進

今後厳しさを増すと予想される財政状況の中で、市民が真に求めるサービスを維持するには、従来の運営手法を見直し、施策・事業については、「選択と集中」により、限りある財源をより効果的・効率的に配分していかなければならず、そのためには、施策・事業の必要性、実施手法について検証し、優先度を明らかにすることが求められます。

市が推進する事務事業については、適切な「目標」と「成果指標」を設定し、その達成度を評価分析する成果主義の行政経営を徹底します。

平成 22 年度より導入した行政評価システムに基づき、予算に反映し、事務事業を実施していきます。また、世論調査や今後実施予定の市民満足度調査の結果も踏まえて見直すなど、市民ニーズに即した行政経営を行います。

【推進項目】

■ 成果を重視した行政経営の推進

行政サービスの向上

現在提供しているサービスを総点検し、顧客主義の徹底、行政サービスの向上を図ります。全ての市民が同様のサービスが受けられるよう、バリアフリーやユニバーサルデザインの視点でのサービス提供や、環境に配慮した行政運営の実践、接遇等市民サービスの向上に努めます。

時間外開庁については、環境にも配慮し、より効率的な運営方法を検討し、実行します。

また、広域的に連携することが望ましい事業については、他自治体や関係機関との連携手法のうち、最適な実施方法を検討していきます。

【推進項目】

■ 行政サービスの向上

ICT化の推進・効率化の検証

情報セキュリティの確保に十分留意しながら、行政手続のオンライン化の推進、共同アウトソーシングの推進、電子入札（電子調達）の推進、公的個人認証サービス、住民基本台帳ネットワークシステム、住民基本台帳カード、総合行政ネットワーク（L G W A N）などの利活用に引き続き積極的に取り組みます。

一方で、ICTを活用しているものの、思うような効果が挙げられていない事業については、市の規模に見合った、より効率的な方法がないか、検証し、改善していきます。

【推進項目】

■ ICT化の推進・効率化の検証

(4) 市民とのパートナーシップの確立

市民と行政とのパートナーシップを確立していくために、政策等の立案の段階から政策の実施及び評価の段階に至るまで、市民と行政が情報を共有し、その情報についてお互いが共通の認識を得られるよう努めることが必要です。そこで、地域における市民活動、NPO活動を育成・支援し、市民が市政に参画しやすい仕組みや制度の整備を進めます。

積極的な市政情報の提供

市民が市政に参画し、あるいは行政との協働を進めるため、市政情報を積極的に提供していきます。

行政の透明性・公正性を高めるために、市が実施しようとする施策等については、情報公開条例や行政手続条例、パブリックコメント制度を導入するなど、基本的な制度は構築されましたが、市政情報の提供として十分とまではいえません。そこで、パブリシティを推進するなど、更に積極的に情報を提供していき、また、福生市の魅力を市内外に積極的にアピールして福生市のイメージブランドを向上させるシティセールスを推進し、効果的に情報を発信していきます。

市政や地域に関する情報をわかりやすく、整理された形で提供するため、市報のレイアウトを更に見やすくし、双方向性を持ったインターネットや携帯機器なども最大限に活用し、必要な情報が必要なときに届く仕組み、市民の声を市政に活かす仕組みの充実に努めます。

更に、行政の透明性、公平性を確保すべく、審議過程等、情報公開を積極的に行っていきます。

【推進項目】

- 効果的な情報提供手法の研究・推進
- パブリックコメントの推進
- 情報公開の推進
- 自治基本条例制定の検討

市民意識の把握

地域の課題解決のために市民が積極的に市政に参画し、また市民と行政が協働を進めることができるよう環境を整備します。市政への関心を深めてもらえるよう、市長とのタウンミーティングの導入を進めていきます。

また、市民満足度調査も実施し、市民意識を把握して市政運営に取り組みます。

【推進項目】

- 市民意識の把握

(5) 地方自治を担う職員の育成と活用

人材育成の推進

市が地域主権改革の受け皿として機能するためには、市の課題を的確に把握し政策を推進していくことが必要であることから、自ら考え、行動できる地域主権改革の担

い手にふさわしい人材を育成することが重要な課題であるといえます。

人材育成基本方針及び人材育成基本計画に基づき、人材育成の観点に立った人事管理や、前例踏襲、横並び主義といった既存の枠にとらわれずに創造的にチャレンジしていく職場風土を築き、人材育成を推進する体制づくりを強化していくことで、職員の元気とやる気を最大限に引き出し、総合的な人材育成に努めます。また、職員の大量退職期を迎えることから、知識・技術の確実な継承という観点からの人材育成も着実に進めます

【推進項目】

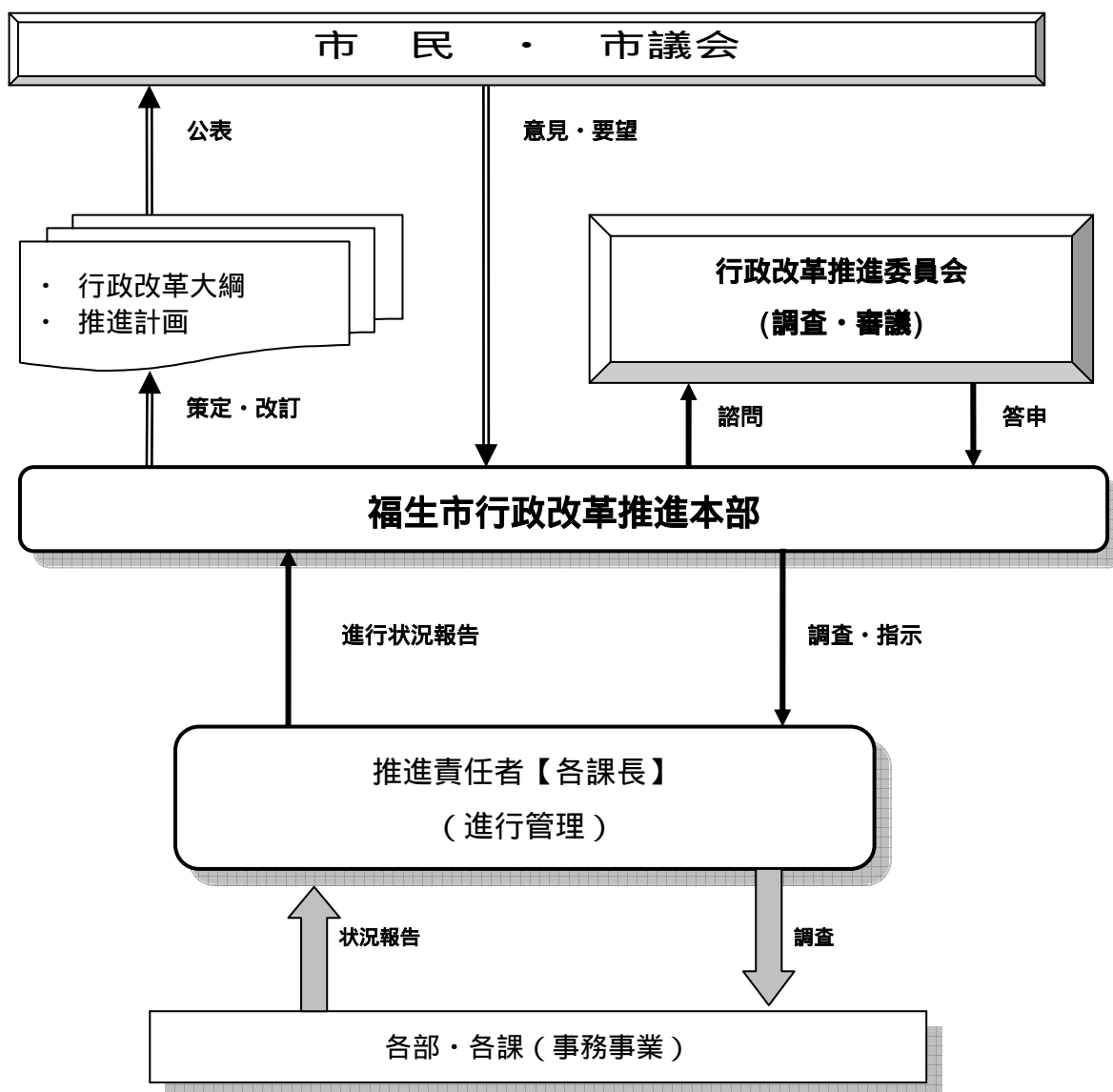
- 人材育成推進計画の策定・推進

8 大綱の推進

(1) 推進体制

本大綱及び推進計画は、市長を本部長とする「福生市行政改革推進本部」が進行管理を担い、全職員が一丸となって推進します。

推進体制図



(2) 推進計画 (進捗状況報告)

改革の重点項目を着実に推進し目標を達成するために、推進項目の年次計画、比較対象となる起点 (平成 23 年度の具体的な数値)、具体的な目標などを提示した推進計画を作成します。

自治体を取り巻く環境は、近年、短期間で急激に変化しており、推進項目も策定時の意義・意図、目標が失われることや変ぼうすることが予測されます。これらのことに対応するために、推進計画は、毎年度見直し、推進項目の追加、修正等を行い、その理由を市民にわかりやすく報告します。

また、各推進項目の進捗状況を年度毎に追加記載し、着実な進捗が出来ない項目や、成果のあらわれない項目などは、その原因などを分析して改善策を講じます。

推進計画は、行政改革推進委員会へ報告し、見直しの方法や進捗状況等にアドバイス等をいただき、着実な推進を図ります。

進捗状況や効果も毎年度速やかにホームページ等を通じて公表します。

9 資料

用語の解説

あ行

【ICT】

Information and Communication (s) Technology (インフォメーション アンド コミュニケーション テクノロジー) の略で、情報や通信に関する技術の総称。同様の言葉として IT : Information Technology という用語があるが、国際的には ICT が使われている。

【アウトソーシング】

アウト(外部)とソーシング(資源化)の合成語で、行政組織の機能や業務等を委託するなどにより、専門的な知識を有する人材、サービスを外部から調達すること。

【一括交付金化】

国から地方への「ひも付き補助金」を廃止し、基本的に地方が自由に使える一括交付金にすること。現行の補助金、交付金等を改革する方針として、地域主権戦略大綱の中で示されている。

【インナーマニフェスト】

政治的なマニフェストとは若干異なり、市長のマニフェストや市の総合計画の効率的な推進等を図るため、各部が当該年度に重点的に取り組むテーマを示すもの。

【役務の対価】

提供したサービスに対して受取る報酬。

【NPO】

Non Profit Organization(ノン プロフィット オーガナイゼーション)の略で、民間非営利団体と訳され、自発的に社会的活動をする営利を目的としない組織・団体を指す。その中で、平成 10 年に施行された特定非営利活動促進法(NPO 法)に基づき法人格を有するものを NPO 法人という。

【オンライン化】

コンピューターと端末装置が接続され、直接データのやりとりができる状態に変えること。

か行

【外部監査】

公認会計士や監査法人など組織体外部の監査人が公正な第三者の立場で行う会計監査。

【基地交付金】

国有提供施設等所在市町村助成交付金のこと。国が所有する固定資産のうち米軍の用に供するもの及び自衛隊が使用する飛行場等の特定施設が市町村の区域内に広大な面積を占有し、市町村の財政に著しい影響を及ぼしていることを考慮して固定資産税の代替的な性格を基本としながら、これらの施設が所在することによる市町村の財政需要に対処するための財政補給金的なものとして「国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する法律」(昭和 32 年法律第 104 号)に基づき交付されている。

【協働】

一つの目的を達成するために市民、団体、行政など、多様な主体が対等のパートナーとして補完・協力しあうこと。

【行政コスト計算書】

人的サービスや給付サービスなど、資産形成につながらない当該年度の行政サービスのコストを説明する計算書。

【行政評価】

市が自らの活動を改善することを目的に取り組み評価のこと。政策、施策、事務事業などの各段階において、一定の指標、基準をもって、必要性、公平性、効率性などの項目について評価を行い、成果を分析することで、行政サービスの向上や事務事業の改善のほか、予算編成などに活用する。

【行政マネジメントサイクル】

行政が効果的に行う管理サイクル。「計画策定（Plan） 実施（Do） 評価（Check） 改善（Action）」

【共同アウトソーシング】

複数の地方自治体による業務システムの開発（共同）と、その運用への民間のデータセンターの活用（アウトソーシング）。

【グループ制】

課や係の業務において、関連した事務を処理する集まりとしてグループを編成し、効率的かつ機能的に事務事業に取り組む体制をいう。

【経常収支比率】

地方公共団体の財政構造の弾力性を判断するための財政指標の一つ。人件費、扶助費、公債費のように毎年度経常的に支出される経費（経常的経費）に充当された一般財源の額が、地方税、普通交付税を中心とする毎年度経常的に収入される一般財源（経常一般財源）に占める割合。

【現金主義】

現金収入がなければ収益として計上せず、現金支出がなければ費用として計上しないもの。

【公会計制度改革】

現金主義である官公庁会計に発生主義に基づく複式簿記方式による経理を導入し、資産や負債などの情報や行政サービスに要する正確なコスト情報など正確な財政状況を把握し、説明責任と行政運営に経営の視点を導入しようとするもの。

【公共サービス】

広く市民の福祉の向上を目的に、公的機関によって提供されるサービスをいう。最近では、これをすべて公的機関が担うのではなく市民団体、民間などとの協働・連携のもとに提供されている。

【公的個人認証サービス】

住民基本台帳に記録されている国民に対して電子証明書を発行する認証基盤で、インターネットを使った申請が申請者本人からであることを電子的に確認するサービス。

【顧客主義】

需要者（住民）側の視点でサービスの在り方を考えること。

さ行

【財政調整基金】

地方公共団体における年度間の財源の不均衡を調整するための積立金。経済事情の著しい変動等による大幅な税収減、災害対策、緊急に必要となった公共事業、財産取得、地方債の繰上げ償還等の場合の財源に充てることができる。

【再雇用】

定年に達したことにより退職した者（定年退職に準ずる理由で退職した者を含む）又は勸奨を受けて退職した者を再び雇用する制度。

【再任用】

地方公務員法に基づき、本格的な高齢化社会に対応し、高齢者の知識、経験を社会的に活用するため、定年退職者等をあらためて採用する制度。

【時間外開庁】

時間外に市役所を開庁すること。

【市債】

市が発行する地方債をいう。地方債とは、地方公共団体が必要な財源を調達するために負う債務で、返済が一般会計年度を超えて行われるもの。

【施策】

実行すべき計画。

【自治基本条例】

自治体の運営・活動の基本原則や基本理念及び自治体と住民の関係、長、職員の責務、議会の責務などについて定める条例。

【指定管理者制度】

平成 15 年の地方自治法の改正により導入された制度で、公共性の確保の観点から、委託先が公共団体等に限定されていた公の施設の管理（管理委託制度）について、民間事業者も含めた幅広い団体に委ねることが可能となった。

この制度は、民間の効率的手法を導入することにより、多様化する市民ニーズに、より効果的、効率的に対応するとともに、公共サービスの質の向上と経費の縮減を図ることを目的としている。

【集中改革プラン】

総務省が、17 年 3 月の次官通達「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針の策定について」において地方行革の新たな指針を示し、都道府県・市町村に対して「集中改革プラン」の 17 度中の策定を求めていた。

集中改革プランは、事務・事業の再編・整理、民間委託等の推進、定員管理の適正化、手当の総点検をはじめとする給与の適正化、第三セクターの見直し、経費節減等の財政効果等について、「平成 17 年度を起点とし、おおむね平成 21 年度までの具体的な取組を明示したもので、「可能な限り目標の数値化や具体的かつ住民にわかりやすい指標を用いることとし、特に、定員管理の適正化計画については、退職者数及び採用者数の見込みを明示し、平成 22 年 4 月 1 日における明確な数値目標を掲げること」としている点が特徴となっている。

【受益者負担】

公共のサービスとして設備された公の施設の建設、あるいは既に設備された公の施設の改良に要する財源の一部に充てるため、公の施設のサービスにより特に利益を受ける人々に対し、利益の程度を配慮して強制的に課徴される負担金。

【住民基本台帳カード】

住民基本台帳ネットワークシステムでの本人確認に利用する IC カード。

【住民基本台帳ネットワークシステム】

地方公共団体共同のシステムとして、居住関係を公証する住民基本台帳のネットワーク化を図り、4 情報（氏名、生年月日、性別、住所）と住民票コード等により、全国共通の本人確認を可能とするシステムであり、電子政府・電子自治体の基盤となるもの。

【住民税等減税補てん債】

住民税減税等の影響による減収分を補てんするために発行が許可された地方債で、決算上は臨時の一般財源に区分される。

【出資団体】

地方公共団体が資本金、基本金その他これらに準ずるものを出資している法人を出資法人といい、資本金等は出資していないが、地方公共団体が財政的援助及び人的援助を行うことによりその運営に多大な影響を及ぼしている法人を援助法人という。出資法人と援助法人をあわせて出資団体（出資法人等）という。

【情報セキュリティ】

組織の情報資産をさまざまな脅威から守り、安全を維持すること。

【人件費比率】

地方公共団体における歳出決算上の人件費構成比率。

【人事考課】

職員の業務遂行能力・性格・適性・将来性などの人的評価を行うこと。勤務評定。業績評価。

【政策】

行政等が主体となっていく体系的な諸策のこと。

【総合行政ネットワーク（LGWAN）】

地方公共団体を相互に接続する行政専用のネットワークで、コミュニケーションの円滑化や情報の共有化等が図られる。

【総合窓口】

一つの窓口で用件が完結する窓口。窓口サービスの向上を目的に証明書等発行窓口と届出等相談窓口の機能を持った窓口等。

た行**【貸借対照表】**

一般に、企業会計において決算に用いる財務諸表の一つで、会計年度末の資産、負債等の財務状況を示す表をいう。

【タウンミーティング】

行政と市民による意見交換を目的として開催される対話集会のこと。

【地域主権改革】

住民に身近な行政は、地方公共団体が自主的かつ総合的に広く担うようにするとともに、地域住民が自らの判断と責任において地域の諸課題に取り組むことができるようにするための改革。平成 22 年 6 月 22 日に閣議決定された地域主権戦略大綱の中で示されている。

【地域主権戦略大綱】

地域主権改革の意義や理念等を踏まえ、地域主権改革の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、当面講ずべき必要な法制上の措置等を定めた大綱。平成 22 年 6 月 22 日に閣議決定された。

【地方交付税】

地方財源調整及び保障制度の一つ。そのうち普通交付税は、地方公共団体が等しく合理的かつ妥当な水準で行政経営するために必要な経費（基準財政需要額）と、標準的な状態において徴収が見込まれる税収額（基準財政収入額）を算定し、収入が経費に不足する場合にその差額を国が交付する税をいう。特別交付税は、災害等の特例的財政需要により交付される。

【地方債】

地方公共団体が必要な財源を調達するために負う債務で、返済が一般会計年度を超えて行われるもの。

【地方譲与税】

実質的に地方公共団体の財源とされているものについて課税の便宜等の事情から国が国税として徴収し、客観的基準に基づき地方公共団体に対して譲与する税のこと。

【地方分権】

国と地方公共団体の関係を主従関係から対等・協力の関係に変える動き。平成 12 年 4 月 1 日に施行された地方分権一括法が契機となった。

【地方分権一括法】

平成 12 年 4 月 1 日に施行された法律で、国と地方公共団体との関係を従来の主従の関係から対等・協力の関係に改めるため、機関委任事務の廃止と事務区分の再構成、国の関与等の見直し、事務権限の委譲などを内容としている。

【庁議】

市行政の基本方針及び重要施策等を審議策定するための会議。

【電子自治体】

自治体がITを活用し、住民の利便性・満足度の向上、行政運営の効率化などを実現するための取組。

【電子申請】

職場や自宅のパソコンからインターネットを利用して、いつでも申請・届出が出来るもの。

【電子調達】

インターネットを利用した部品や資材の調達。商品の発注や見積もり、請求などをインターネットを利用して行うことで、コストの削減や時間・場所に縛られない取引が可能になるとされている。

【電子入札】

国や地方自治体が発注する工事などの入札手続をインターネット上で行うシステム。

【トップ】

企業、会社などの最高幹部。(市では市長)

【トップダウン】

組織の上層部が業務の方針、目標、具体計画などを決定し、それを下部に連絡、実行させる業務管理方式。

【トップマネジメント】

情報や資料を把握して経営の方針を決定し、組織・計画・調整・統制・動機づけという経営管理の全活動を統一的に管理するもの。

な行

【ニューパブリックマネジメント(NPM)】

民間企業における経営の考え方、手法を行政の現場に適用することで、行政の効率化・活性化を図るという考え方。顧客志向や成果志向などを特徴とする。

【ネットワーク】

網状の組織。コンピューターの通信網など。

は行

【パートナーシップ】

協調、協力、協力体制。

【発生主義】

一定期間の収益および費用を関連する経済価値の増加及び減少の事実に基づき計上する会計処理の原則。

【パブリシティー】

企業・団体・官庁などが、その製品・事業などに関する情報を積極的にマス・コミに提供し、マス・メディアを通して報道として伝達されるよう働きかける広報活動。

【パブリックコメント制度】

行政による計画の策定、規制の設定または改廃、事業の実施にあたり、行政機関が原案を公表し、市民から意見や情報の提出を求め、その意見等をもとに検討後、最終意思決定を行う制度のこと。

【バナー広告】

インターネット広告の一種。ウェブ・サイトに広告の画像を貼り、広告主のウェブ・サイトにリンクする手法。インターネット広告としては最も広く用いられる手法。

【バリアフリー】

障害のある人が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去するという意味。もともとは建築用語として登場し、建物内の段差の解消等物理的障壁の除去という意味合いが強いものの、より広く障害のある人の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去という意味でも用いられている。

【PFI：プライベート・ファイナンス・イニシアティブ】

Private Finance Initiative (PFI) とは、平成 11 年に施行された PFI 法に基づき、公共施設等の設計、建設、維持管理、運営等に民間の資金と経営能力及び技術的能力を活用して行う手法であり、効果（利点）として、「財政支出の軽減・質の高い公共サービス提供の実現」、「官民の責任分担の明確化」、「民間の事業機会を創出することを通じ、経済活性化に資する」などが挙げられる。

【PDCAサイクル】

P (Plan) D (Do) C (Check) A (Action) で表される活動の検証サイクルモデル。計画し実施した事業について評価検証を加え、その分析から得られる改善点を再び計画段階に活かしていくというねらいがある。

【PPP：パブリック・プライベート・パートナーシップ】

官民連携体制の元での公共サービスの民間開放、つまり自治体運営における外部委託手法の総称のこと。

【複式簿記】

すべての取引を借方・貸方に分けて記入したのち、各口座ごとに集計し転記する方式。貸借平均の原理により、資産の移動や損益の状態を正確に知ることができ、記帳の偽りや誤りも同時に確認できる。

【普通会計】

決算統計において、地方公共団体相互間の比較や時系列比較が可能となるように、公営事業会計以外の会計を総合して 1 つの会計にまとめたもの。

【普通財産】

公有財産のうち、行政財産以外の一切の財産。特定の用途または目的をもたず、貸付・交換・売却・譲与などをしたり、私権を設定したりすることができる。

【フラット（化）】

課や係等の上下間の職位階層を簡素化することで、柔軟な組織運営、迅速な意思決定を図ろうとする仕組みをいう。一般的には、課長や係長などの中間層を圧縮するなどして、ピラミット型と呼ばれる縦割りの弊害をなくし、決裁経路を短縮することなどのねらいがある。

【フロアマネージャー】

受付窓口の周辺を巡回しながら、窓口案内や申請手続等の補助など、利用者がスムーズに用件を済ますことができるように配置された職員のこと。

【プロジェクトチーム】

特定の計画・課題を達成するために各部門から人材を集めて組織し、計画・課題に取組み、達成すれば解散する臨時組織。

【ボトムアップ】

下部の意見を上層部が吸い上げ、経営方針などに反映させるような経営システム。

ま行

【マネジメントサイクル】

管理サイクル。効果的な管理を行う為の段階。一般的には 2 つのマネジメントサイクルが有名である。計画策定(Plan) 実施(Do) 評価(See) 計画策定(Plan) 実施(Do) 評価(Check) 改善(Action)

【モニタリング】

監視・観察。公共サービスを民間企業等に委託した際に、法令等の規定及び協定等に従い適切かつ確実なサービスの提供が確保されているかを確認する手段を意味する。

や行

【ユニバーサルデザイン】

1990年に、アメリカのロン・メイスによって提唱された「年齢や能力、人生の状態に関わりなく、すべての人にとって美しく、できるだけ広い領域で利用しやすい製品、建築物や施設となるよう設計・デザインする」という考え方。

【予算枠分配制度】

予算の質的転換、施策と予算の一体性の確保、事業の再構築を目指して、各部単位ごとに一般財源の要求枠を付与し、その範囲内であれば、施策や事務事業の組替えを部長の裁量でできるようにする制度であり、施策内容を最も理解している各部がゼロベースから主体的な予算編成を行うことができる。各部に一般財源の配分を行うことで、既存事務事業の見直しや特定財源の確保等により一般財源の枠を拡大することで、各部の工夫が生かされるという利点がある。

【世論調査】

一定の事項に対する人々の意見や態度を量的に測定し、その結果から世間の大多数の人の意見の動向を明らかにするための調査。

ら行

【リーダーシップ】

指導権、指導力、統率力。

【臨時財政対策債】

いわゆる「赤字地方債」のひとつで、建設事業向けではなく経常経費にも充当できるとされている。この臨時財政対策債は地方交付税特別会計の借入れ金による地方財源不足の補填方式をやめて、地方自治体が直接に借入れを行う方式に切り替えるために、2001(平成13)年度から3年度の措置として創設された。その後は措置の延長がされている。

【レイアウト】

文字・写真・記号・色彩などを効果的に配列・配置する方法や技術。

わ行

【枠配分方式】

限られた財源を有効に活用するため、各部単位ごとに一般財源の要求枠を付与し、その範囲内であれば、施策や事業の組み替えを部長の裁量でできるようにする制度。

【ワンストップサービス】

一度の手続きで、必要とする関連作業をすべて完了させられるように設計されたサービス。特に、様々な行政手続きをいっぺんに行なえる「ワンストップ行政サービス」のことを指す場合が多い。

福生市行政改革推進委員会条例

(設置)

第1条 社会経済情勢の変化に対応した簡素にして効率的な市政の実現を推進するため、福生市行政改革推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じ、福生市の行政改革の推進について必要な事項を調査審議する。

(組織)

第3条 委員会の委員は、6人以内とする。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 学識経験者 2人以内

(2) 市民の代表 4人以内

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第5条 委員会に、会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、会長が招集し、かつ、会議の議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、企画財政部企画調整課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(会議招集の特例)

2 この条例施行後、最初の会議については、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集し、かつ、会議の議長となる。

附 則(平成13年5月23日条例第24号)

この条例は、平成13年6月1日から施行する。

福生市行政改革推進本部設置規程

(設置)

第1条 福生市の行政改革の推進を図るため、福生市行政改革推進本部(以下「本部」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 本部の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 行政改革大綱の策定及び推進に関すること。
- (2) その他行政改革に係る重要事項に関すること。

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

2 本部長は市長とし、副本部長は副市長及び教育長とする。

3 本部員は、議会事務局長、企画財政部長、総務部長、市民部長、生活環境部長、福祉保健部長、子ども家庭部長、都市建設部長、教育次長及び参事をもって充てる。

4 本部長は、本部の事務を総理する。

5 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、副市長である副本部長がその職務を代理する。

一部改正〔平成17年訓令4号・19年4号・20年13号・22年3号〕

(会議)

第4条 本部の会議は、本部長が必要に応じ招集し、かつ、会議の議長となる。

(部会の設置)

第5条 本部長は、本部における行政改革大綱の策定に資するため、次の部会を置き、専門的事項に関する調査研究を分掌させることができる。

(1) 第1部会

(2) 第2部会

(部会の組織)

第6条 部会は、部会長、副部会長及び部員若干人をもって組織する。

2 部会長及び副部会長は、本部員のうちから本部長が指名する。

3 部員は、前項の部会長及び副部会長以外の本部員並びに課長及び係長の職にある者のうちから本部長が指名する。

4 部会長は、部会の事務を総理する。

5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(部会の会議)

第7条 部会の会議は、部会長が必要に応じ招集し、かつ、会議の議長となる。

(関係職員の出席等)

第8条 本部長又は部会長は、必要があると認めるときは、議事に関係のある職員の出席又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第9条 本部及び部会の庶務は、企画財政部企画調整課において処理する。

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、本部及び部会の運営に関し必要な事項は、本部においては本部長が、部会においては部会長がそれぞれ定める。

附 則(平成17年4月1日訓令第4号)

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成19年4月1日訓令第4号)

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年4月1日訓令第13号)

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成22年4月1日訓令第3号)

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

福生市行政改革大綱（第5次）

発行日 平成23年3月

発行 福生市 企画財政部 企画調整課

〒197-8501

東京都福生市本町5番地

TEL 042-551-1511（代）

FAX 042-553-4451